

キャリアアップ助成金 一般職業訓練 育児休業中訓練 計画変更届

提出日 平成 年 月 日

労働局長 殿

〒  
事業主所在地  
名称  
氏名 印  
〒  
代理人所在地  
名称  
氏名 印  
〒  
所在地  
(提出代行者・事務代理者)  
社会保険労務士 名称  
氏名 印

標記について、次のとおり提出します。

1 事業所の名称												
2 事業所の所在地	(〒 )											
3 雇用保険適用事業所番号												
4 労働保険番号												
5 訓練コースの名称												
6 職業分類			7 受講予定者数	人		8 育児休業中訓練の実施方法	<input type="checkbox"/> 通学制 <input type="checkbox"/> 通信制 (スクーリングあり) <input type="checkbox"/> 通信制 (スクーリングなし)					
9 訓練の実施期間	初日	年	月	日	最終日	年	月	日	10 総訓練時間数	時間	分	※ 上記訓練時間に、法令において事業主に対し実施が義務付けられている講習等が含まれる場合は チェック <input type="checkbox"/>
11 座学を実施する教育訓練機関 (類型は裏面※1参照)	名称	所在地			(電話番号 - - )			類型	□ア □イ □ウ			
	名称	所在地			(電話番号 - - )			類型	□ア □イ □ウ			
12 届出に関する担当者	所属						電話番号	- -				
	氏名						FAX	- -				
							e-mail					
13 計画届の受付番号												
14 変更手続きを行う理由												
15 訓練を実施する事業所の事業主又は取締役の3親等以内の親族(配偶者、3親等以内の血族及び姻族をいう)に該当する対象労働者がいるかどうか <input type="checkbox"/> 含まれている <input type="checkbox"/> 含まれていない											※労働局処理欄  受付番号 受付印	

提出上の注意

本様式は、人材育成コースの一般職業訓練(育児休業中訓練)の確認を受けた事業主が、訓練内容に変更がある場合に提出するものです。

1~12欄に変更がある場合に提出してください。

記入上の注意

- 1 11欄の教育訓練機関を変更する場合には、変更に至った理由書の提出を求めることがあります。
- 2 訓練講師を変更する場合は、本様式とあわせてOFF-JTの講師要件を確認する書類(11欄のタイプでウを選択した場合のみ)として講師のジョブ・カードを添付してください。
- 3 13欄は、変更前に確認を受けた「キャリアアップ助成金(一般職業訓練・育児休業中訓練)計画届」の受付番号を記載してください。

その他

- 1 以下の①から③までのいずれかに該当する場合、変更届を提出する必要はありません。
  - ① 様式第3-1号(一般職業訓練(育児休業中訓練)計画届)3~9欄までの事業所・企業に関する事項を変更する場合。
  - ② 様式第3-1号(一般職業訓練(育児休業中訓練)計画届)12欄の受講予定者数を減らす場合。
  - ③ 様式第3-1号(一般職業訓練(育児休業中訓練)計画届)15欄の総訓練時間数を変えずに、14欄の訓練の実施期間の初日又は最終日を変更する場合。
- 2 一般職業訓練の助成対象時間(期間)は、1コースあたり20時間以上かつ1年以内である必要があります。育児休業中訓練の場合は、1コースあたり10時間以上かつ1年以内である必要があります。
- 3 訓練に付随する内容については原則、助成対象といたしません。また、次の①から③までは助成対象となる訓練時間数から除外します。
  - ① 合計1時間を超える開講式、閉講式、オリエンテーション
  - ② 昼食等の食事を伴う休憩時間
  - ③ 1日1時間を超える小休止
- 4 同一の対象労働者に対する一般職業訓練の支給申請回数は年度1回となります。
- 5 一般職業訓練の対象労働者に対して、同一の年度に有期実習型訓練、中長期的キャリア形成訓練及び育児休業中訓練を実施することはできません。
- 6 企業規模は本訓練計画届の提出時に確認します。本訓練計画届の提出後に企業規模が変更になった場合であっても、本訓練計画届の提出時に確認した企業規模で支給を行います。
- 7 国や都道府県から補助金を受けている施設の訓練の受講料は、原則、助成対象となりません。

(例)・認定職業訓練のうち、都道府県から「認定職業訓練事業費補助金」を受けている訓練の受講料  
・都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発施設が実施している訓練の受講料  
・キャリア形成促進助成金の団体等実施型訓練の実施計画書を提出している事業主団体等が実施する職業訓練の受講料 等
- 8 訓練計画届の提出日から6か月以内に訓練を開始する必要があります。

※1 9欄のタイプ (以下のアからウまでのいずれかのタイプを選択し、該当する項目にチェック(☑)をつけてください。)

- ア 訓練実施事業主以外の設置する施設に依頼して行われる訓練(講師の派遣を含む)であり、次のaからdに掲げる施設に委託して行う事業外訓練又はeの事業内訓練
- a 公共職業能力開発施設、職業能力開発総合大学校及び職業能力開発促進法第15の7第1項ただし書きに規定する職業訓練を行う施設
  - b 各種学校等(学校教育法第124条の専修学校若しくは同法第134条の各種学校、又はこれと同程度の水準の教育訓練を行うことができるものをいう。)
  - c その他職業に関する知識、技能若しくは技術を習得させ、又は向上させることを目的とする教育訓練を行う団体の設置する施設
  - d その他当該訓練に係る助成金の支給を受けようとする事業主以外の事業主又は事業主団体の設置する施設
  - e 外部講師の活用や社外の場所で行われる訓練であって、事業主が企画し主催したもの
- イ 事業内訓練又は事業外訓練として行われる認定職業訓練(職業能力開発促進法第24条に規定する認定職業訓練をいう。)
- ウ ア及びイ以外の事業内訓練であって、専修学校専門課程教員、職業訓練指導員免許取得者又はこれらと同等以上の能力(当該分野の職務に係る実務経験が通算して概ね5年以上)を有する者により実施される職業訓練
- \*1 事業外訓練とは、事業主以外の者が企画し主催するものをいいます。
  - \*2 事業内訓練とは、事業主が企画し主催するものをいいます。
  - \*3 ウを選択する場合は、「専修学校専門課程教員、職業訓練指導員免許取得者又はこれらと同等以上の能力を有する者」であることが確認できる書類(ジョブ・カードの様式2, 3-1及び3-2)を添付してください。

※2 「一般職業訓練」とは、OFF-JTのことをいいます。

※3 「OFF-JT」とは、生産ライン又は就労の場における通常の生産活動と区別して業務の遂行の過程外で行われる職業訓練のことをいいます。